平成２４年（フ）第４３８号
山梨県南巨摩郡富士川町小室2587番地
破産者　大森建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
静岡県浜松市浜北区於呂2317番地の２
破産者　有限会社レッツアリタマ
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
静岡県浜松市東区大島町1123番地
破産者　有限会社伊藤部品
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
愛知県みよし市三好丘緑３丁目１番地９
破産者　有限会社デュオ
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
兵庫県西宮市門戸荘17番34―203号、前住所兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目１番11号　読売新聞西宮東部内
破産者　森本　初守
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６２号
兵庫県尼崎市神田中通４丁目87
破産者　株式会社オルフエ
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７５号
岡山市中区門田文化町３丁目６番４号
破産者　スズキショップ中央販売有限会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７６号
岡山県倉敷市児島稗田町86番地17
破産者　森下　勝海
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９０号
岡山市南区福富西２丁目27番25号、旧住所岡山市北区桑田町３番16号サン・フォートマンション503号
破産者　藤井美智子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市千日町７番２号千日ビル402号
破産者　オンズワン株式会社
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０２６６号
東京都江東区南砂３丁目５番11号
破産者　三星商事株式会社
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１６号
東京都豊島区巣鴨２―13―４　ザ・グランド301号、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区西巣鴨４丁目28番３号
破産者　株式会社エムケイメタル
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５４号
福島県福島市新町４番32号
破産者　株式会社Ｂａｍｂｏｏ　ｆｏｒｅｓｔ
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５５号
福島県南相馬市原町区大原字西横山12
破産者　竹内　容堂
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４９６号
東京都葛飾区西新小岩３丁目16―14、開始決定時の住所東京都葛飾区西新小岩４丁目４―11
破産者　澤田　浩幸
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７２８号
茨城県古河市本町４丁目２番地24
破産者　有限会社児矢野運送
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９５７号
東京都港区白金５丁目11―17
破産者　矢能佐智子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４０８号
東京都豊島区高田２丁目７番２―208号
破産者　株式会社オーパー
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４０９号
埼玉県所沢市旭町18―１　Ａ棟
破産者　池畠　美香（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４１０号
埼玉県所沢市旭町18―１　Ａ棟
破産者　安藤　正智
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６６０号
東京都練馬区上石神井２丁目19―３―205
破産者　成澤　貴紀
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部